公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

令和5年8月16日

奈良県知事 山下 真

1 業務の概要

(1)業務名

奈良ガストロノミーフォーラム開催業務

(2)業務の目的

第7回UNWTOガストロノミーツーリズム世界フォーラム(以下、世界フォーラム)の開催を契機として、世界フォーラムのレガシーを県内各市町村や飲食関係従事者、観光協会、生産者等へ広く周知、浸透させるため、ガストロノミーについて学ぶ「奈良ガストロノミーフォーラム」を開催する。また、参加者同士がフォーラムを通じて食の魅力向上を目的につながり、地域活性化に向けて連携するためワークショップ・意見交換会を開催する。

(3)業務内容

- ① 奈良ガストロノミーフォーラム開催業務
- ② ワークショップ・意見交換会の開催

(4)業務の仕様等

上記業務の仕様については、別途配布する「奈良ガストロノミーフォーラム開催業務 委託業務説明書」(以下、「業務説明書」という。)によるものとする。

(5)契約期間

契約締結日から令和6年3月22日まで

(6)委託上限額

1,980,000円(消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 参加資格

この委託業務における受託者募集に参加できる者は、業務の趣旨を十分に理解し、円滑に遂行できる単独事業者で、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 奈良県における競争入札参加資格者名簿の営業種目Q5(広告・イベント業務)に登録 されている者であること。なお、新たに入札資格を得ようとする者は、企画提案書の提 出時までに資格者の登録申請を終えていることを条件とする。
- (2)過去5年(平成30年4月1日から本事業の公告日まで)に、食や食材に関するイベント やフォーラム・シンポジウム等の開催業務が含まれ、県が同類と認める履行実績を有して いること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者である こと。
- (4) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (5) 奈良県の入札参加停止の措置期間中でない者であること。

- (6) 民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立て、会社更生 法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立て、又は破産法(平成 16年法律第75号)の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。
- (7)銀行の取引停止、又は差押えを受けていない者であること。
- (8)役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に 処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過し ない者がいる法人でないこと。
- (9)役員等(法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、 その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者及 び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団 員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」と いう。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと。
- (10) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。) 又は暴力団員が経 営に実質的に関与していないこと。
- (11) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える 目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (12) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (13) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。

3 失格事項

応募者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1)参加資格に定めた資格が備わっていないとき。
- (2) 複数の提案書等を提出したとき。
- (3)提出のあった企画提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、その補正に応じないとき。
- (4) 企画提出書類に虚偽又は不正があったとき。
- (5) 企画提案書等受付期限までに所定の書類が整わなかったとき。
- (6) そのほか不正な行為があったとき。

4 手続等

(1)担当部署(書類の提出先および問い合わせ先)

奈良県 食と農の振興部 豊かな食と農の振興課 美味しい奈良・賑わいづくり推進係 TEL 0742-27-7401 / FAX 0742-26-6211

住 所 〒630-8501 奈良市登大路町 30 番地

(2)業務説明書の配布

令和5年8月16日(水)から令和5年8月24日(木)午後5時までの間に、上記(1)の担当部署または奈良県豊かな食と農の振興課ホームページから入手するものとする。ただし、担当部署における配布は、午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、奈良県の休日を定める条例(平成元年3月31日奈良県条例第32号)第1条に規定する県の休日(以下「県の休日」という。)を除く。

- (3)参加表明書の提出
 - ①提出期限 令和5年8月24日(木)の午後5時まで

ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、 県の休日を除く。

- ②提出先 (1)の担当部署と同じ
- ③提出物および提出部数
 - ・様式1-① 参加表明書
 - ・様式1-② 会社概要
 - ・様式1-3 本件業務と同類の業務を実施した実績に関する書面

上記を各1部提出

④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着。

- (4) 企画提案書の提出
 - ①提出期限 令和5年9月8日(金)の午後5時まで ただし、受付は午前9時から正午まで、午後1時から午後5時までとし、 県の休日を除く。
 - ②提出先 (1)の担当部署と同じ
 - ③提出物および提出部数
 - ・様式2-① 企画提案書
 - ・様式2-② 実施体制
 - ・様式2-3 企画提案書
 - ・見積書(任意様式) 上記を各5部提出。
 - ④提出方法 持参または郵送。

※郵送の場合は簡易書留等の確実な方法によるものとし、提出期限必着。

(5) プレゼンテーションの実施

業務説明書に示すところによる。

(6) 質問の受付

業務説明書に示すところによる。

(7) 留意事項

業務説明書に示すところによる。

5 受託者の特定

企画提案書を評価基準により審査し、最も高い評価を得た事業者を受託者として特定する。

6 契約の締結

5により選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、5により順位 付けられた提案者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

- (1) この公募型プロポーザルへの参加に係る経費は、事業者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (3) 受託者が本業務を履行する際は、関係法令を遵守すること。
- (4) その他、詳細は業務説明書によるものとする。